

議事要旨(3) 無形資産専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より無形資産専門委員会において検討された論点整理の文案について、ディスカッション・ポイントで示された3つの事項を中心に説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

■ 社内開発費の資産計上に関して

・社内開発費を資産計上する方向性の理由として、コンバージェンスの観点を示しているが、本来は、適切に識別できるのであれば、コンバージェンスに関係なくむしろ積極的に取り入れるべきルールであり、あまりコンバージェンスの観点を強調しなくてもよいとの指摘があった。これに対して事務局より、現行の我が国の取扱いでは研究開発費は費用計上されていることを踏まえつつ、コンバージェンスの要請がより強くなってきている昨今の状況の変化を反映させることを意図したものだが、検討したい旨の回答があった。

■ 耐用年数を確定できない無形資産に関して

・耐用年数を確定できない無形資産について、耐用年数を確定できないことと無形資産の価値が減ることは次元が異なるのであり、耐用年数を確定できないから価値が減らないため償却しなくてよいという論理にならないようにすべきとの指摘があった。これに対して事務局より、耐用年数を確定できない無形資産について、減価との関係において誤解のないよう表現を検討したい旨の回答があった。

・耐用年数を確定できない無形資産の減損テストが実施可能であるのか懸念されるのではないかと指摘があった。これに対して事務局より、当該無形資産のみでテストするほか、資産グループに属するものとして他の資産と一体としてテストすることが考えられるが、別途議論されているのれんの減損テストとの関連も踏まえ引き続き検討する旨の回答があった。

■ 繰延資産に関して

・創立費や開業費の中には、営業権、商号に係る権利といったものが含まれることが考えられるが、これらについては、無形資産として捉えられないかとの確認があった。これに対して事務局より、仮に実務対応報告第19号を廃止した場合でも、無形資産の会計基準又は他の会計基準等により資産計上されるものはありうると考えられる旨の回答があった。

以 上